

（頭部後傾抑止装置等）

第二十二條の四 自動車（車両総重量が三・五トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車を除く。）の座席（第二十二條第三項第一号から第四号までに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2003.09.26】〈第1節〉第31条（頭部後傾抑止装置等）

第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目
（頭部後傾抑止装置）

第31条 追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る頭部後傾抑制装置の性能に関し、保安基準第22条の4第1項の告示で定める基準は、別添34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2の規定による装置の型式の指定の場合にあっては、別添34「頭部後傾抑止装置の技術基準」の1.(1)の規定中「またがり式の座席」とあるのは「折り畳座席、横向き座席及び後向き座席」と読み替え、かつ、(2)か(5)までの規定は適用しないものとし、3.4.3.4.の規定中「通常の使用位置に戻すことができる」とあるのは「自動的に通常使用の位置に戻る」と読み替えるものとする。

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

（頭部後傾抑止装置）

第109条 追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る頭部後傾抑制装置の性能に関し、保安基準第22条の4の告示で定める基準は、別添34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に定める基準とする。この場合において、次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置
- 三 J I S D 4606「自動車乗車用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの

第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

（頭部後傾抑止装置）

第187条 追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る頭部後傾抑制装置の性能に関し、保安基準第22条の4の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、当該自動車の乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に防止することのできるものであること。

二 乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのない構造のものであること。

三 頭部後傾抑止装置の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合における当該後部後傾抑止装置を備える座席の後方の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。

四 振動、衝撃により脱落することのないように備えられたものであること。

2 次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、その機能、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置

三 J I S D 4606「自動車乗車用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの